

写

元消安第6088号
令和2年4月1日

独立行政法人

農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」の一部改正について

めん羊及び山羊（以下「めん山羊」という。）に由来する肥料については、令和元年6月、めん山羊に由来する肥料の出荷再開について、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、食品安全委員会に諮問した結果、一定の管理措置を行うことを条件に出荷を再開することに問題がないとの回答を踏まえ、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）等の一部改正し、めん山羊由来の原料を使用する肥料の製造及び工場からの出荷を認めることとした。

このため、管理措置に係る具体的な手続を定めた下記の通知を別紙のとおり改正したので、御了知の上、その運用について遺漏のないようお願いする。

記

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）